倫理指針の国際比較

Guidelines for Research Ethics of Several Countries

○加藤誠志 諏訪基 中山剛 外山滋(国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

山内繁 (特定非営利活動法人支援技術開発機構)

Seishi KATO, Motoi SUWA, Tsuyoshi NAKAYAMA, and Shigeru TOYAMA, Research Institute, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

Shigeru YAMAUCHI, Assistive Technology Development Organization

Abstract: For the purpose of better understanding of research ethics and IRB reviewing, we collected guidelines for IRB review of several countries and compared them with the Japanese "Ethics Guidelines for Clinical Research". They are "45CFR46 Protection of Human Subjects" of USA, "Tri Council Policy Statement for Research involving Humans" of Canada, "National Statement on Ethical Conduct in Human Research" of Australia, and "Act on Research Ethics Review of Health Research Project" of Denmark. Comparisons on voluntary/compulsory guidelines, research areas of which protocols are to be reviewed, those who are responsible to organize the IRB, members of the committees, conditions for withdrawal of ethical approval or penalties against researchers, and prerequisites for expedited review were discussed. The comparison showed wide spectrum from voluntary guideline without penalties to legislation with criminal punishment.

Key Words: Research ethics, IRB Review, Research Ethics Committee, Assistive Products, Human Subject Research

1. はじめに

支援機器の実証試験のための倫理指針について考えるとき、我が国政府の指針としては「臨床研究に関する倫理指針」であるが、指針として支援機器を対象としているかどうかは必ずしも自明ではない。それは、この指針が対象としている「医学系研究」における「リハビリテーション学」の多義性によっている。

支援機器の実証試験の研究倫理へのアプローチの一つとして各国の倫理指針における取り扱いを比較し、支援機器に関する研究倫理の取り扱いの相違を考察した。

2. 指針の制定者

我が国の「臨床研究に関する倫理指針」は厚労省告示で ある。アメリカの指針「45CFR46: Protection of Human Subjects」は保健福祉省(DHHS)の連邦政府規則である。カ ナダの Tri Council Policy Statement for Research involving Humans はカナダの研究資金配分機関3つの Council, CIHR (医学) NSERC (理工学) SSHRC (人文社会科学) から研 究機関に研究費を配分するときの研究費契約(MOU: Memorandum of Understanding)の一部をなす。オーストラリ アの National Statement on Ethical Conduct in Human Research はオーストラリアの政府研究費の配分機関である NHMRC、NCGP および国立大学学長会議の 3 機関が共同 で策定したものであり、あらゆる被験者実験を対象とする 包括的指針である。デンマークの Act on Research Ethics Review of Health Research Project は医学研究における倫理 審査のあり方を定めた法律として厳しい規制となっている。 これらの概略を表1にまとめた。

3. 各指針の対象分野と支援機器

アメリカとカナダの指針は政府からの研究資金に関わる あらゆる被験者実験を対象としている。他の3国は研究資 金配分にはかかわりなく、日本、デンマークは医学研究を、 オーストラリアは私企業から政府の調査に至るまで人を対 象とするあらゆる研究、調査を対象としている。

このことから、実証試験については、アメリカ及びカナダは政府の研究資金の関わる場合には倫理指針が適用されるが、そうでない場合は対象外としてもかまわない。オーストラリアは当然対象とされるが、デンマークについては補足が必要である。

デンマークの医療機器の臨床試験規制では、倫理審査に加えて医療機器の規制当局 (Danish Health and Medicines Authority) の許可を受ける必要がある。医療機器の定義の中には車いす、クラッチが例示されているので、支援機器の実証試験も対象としていると思われる。

4. 倫理審査委員会

倫理審査委員会の設置者は、デンマーク以外は各研究機関の長となっており、デンマークはリージョン及び中央政府が地方並びに中央倫理審査委員会委員を任命する。

委員会の構成も表1に示したが、国情に応じた構成となっていることが理解できる。

5. 罰則

指針に対する違反あるいは倫理審査委員会の決定に背いた場合の罰則については、日本の指針には規定がないが、アメリカではDHHSの介入が規定されており最悪の場合はその学部に対する省庁の補助金の執行が全面的に停止される。カナダ、オーストラリアは研究機関の責任に委ねられているが、デンマークは刑事罰に問われうる。

6. 迅速審査の要件

指針による相違点の例示として迅速審査についての比較を示した。国によって様々な方策のあることをみてとることができる。

7. おわりに

倫理指針は国毎に皆異なっており、各国の事情を反映していることが分かった。支援機器を対象としていることを明示した指針はなく、支援機器の実証試験に特化した指針を作成しようとする我々の取組みは、独自のものである。現在作成中の新しい指針が、我が国における支援機器開発にとって、有益なものとなることを期待したい。

参考文献

- http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/ri nsyo/dl/shishin.pdf
- (2) Code of Federal Regulations, 45cfr46, OHRP, HHS http://www.hhs.gov/ohrp/humansubjects/guidance/45cfr 46.html
- (3) TCPS 2 Tri-Council Policy Statement: Ethical Conduct for Research Involving Humans

- http://www.ethics.gc.ca/eng/policy-politique/initiatives/tcps2-eptc2/Default/
- (4) National Statement on Ethical Conduct in Human Research 2007 - Updated 2009, National Health and Medical Research Council,
- http://www.nhmrc.gov.au/guidelines/publications/e72
- (5) Act on Research Ethics Review of Health Research Projects, Den Nationale Videnskabsetiske Komité, http://www.cvk.sum.dk/English/actonabiomedicalresear ch.aspx

表1 各国の倫理指針の比較

表 1 各国の倫理指	日本	アメリカ	カナダ	オーストラリア	デンマーク
指針名称	臨床研究に関する 倫理指針	45CFR46 : Protection of Human Subjects	Tri Council Policy Statement for Research involving Humans	National Statement on Ethical Conduct in Human Research	Act on Research
制定者・位置づけ	厚生労働省・告示	OHRP(Office for Human Research Protection, DHHS) 連邦政府規則 (Code of Federal Regulation)	Interagency Advisory Board on Research Ethics (the Panel) Council との研究 費契約(MOU)の一	National Health and Medical Research Council, Australian Research Council, Australian Vice Chancellors' Committee	デンマーク議会・ 法律
対象研究領域	医学研究(私企業 を含む)	連邦政府の研究費 供与を受ける研究	3 Councilから研究 費供与される研究	私企業を含めあら ゆる研究	生物医学研究
支援機器を対象と するか?	不明(明示なし)	対象 (除外の明示なし)	対象 (除外の明示なし)	対象(除外の明示 なし)	対象 (Medical Deviceの申請文書 に車いす、クラッチを明示)
倫理審査委員会の 設置者	研究機関の長等	研究機関の長	研究機関の長	研究機関の長	地方審査委員会は リージョン政府(5 つのリージョンに 8つの委員会) 中央審査委員会は 内務保健大臣
委員会の構成	•医学・医療の専門 家等自然科学の 有門家等自然法律文・社 会科学の立場 会科学の立場 会社の立場 をする者 ・外する ・外が ・男女両性で構成	 ・5名以上 ・人種、性別、文化的背景のバランス ・科学の専門家・非専門家を各1名ずつ以上 ・外部委員を1名以上 	 •5名以上 •男女両性 •2名は専門領域 •倫理の専門家 •関連分野の法律家 •一般の代表 	 ・8名以上 ・両性同人数 ・外部委員が1/3以上 ・一般の代表者男女各1名アの専第1名アの専第1名の精師、以上 ・地域の精師、老)1人以上 ・法律家1人以上 ・研究者2人以上 	 地大委会とも7名。 9名、11名はそ5名。 9名、11名はと5名。 中名、4名員。 中名、各員。 中名、任義、本、本、本、本、、中、名、、中、名、、中、名、、中、名、、中、名、、中、名、
違反に対する罰則		OHRPは研究の 中断・中止を求め ることができる。政府資金の供与 の中止を勧告	機関長はMOU契 約に縛られており、具体的な処置 は機関長に任さ れている。	•倫理委員会、研究 機関が中断、中止 を決定	•違反者には罰金 または4ヶ月以 下の禁固刑
迅速審査の条件	研究計画の軽微な変更主たる研究機関において承認で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別である。大会のでは、まない研究計画	 Minimal risk以上のリスクを含まない研究 承認済みの研究計画の軽微な変更 保健省が詳細なリストを公表 	• 「delegated REB(Research Ethics Board)」を 定義。学生のため の「教育のための 倫理審査」と 「minimal risk researchのための 倫理審査」とがある。	•no more than low riskの審査 •学科レベルでの 学科長あるいは 学科倫理委員会 による審査 •代理委員会、倫理 委員会の分科会 による審査	